

犯罪による収益の移転防止に関する法律案に反対する声明

1 犯罪による収益の移転防止に関する法律案

政府は、2月13日、「犯罪による収益の移転防止に関する法律案」（ゲートキーパー法案 以下、「法案」という）を国会に提出した。政府は本年4月1日からの施行を予定し、3月中の成立をめざしている。

この法案は、金融機関等をはじめクレジット業者、宅地建物取引業者から弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士（以下、弁護士を除く士業を「司法書士等」という）まで43業種を幅広く法規制の対象とするものである。弁護士や司法書士等は、「疑わしい取引の届け出義務」からは外されたが、司法書士等は、立ち入り検査や是正命令の対象とされており、しかも、FIU（資金情報機関）が国家公安委員会（警察庁）となる点で重大な問題がある。

2 金融機関についての現行法の規制

現行法でも、銀行等の金融機関は、「収受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがある」場合には、主務大臣に届けなければならないとされており（組織犯罪法54条）、金融庁長官は一定の場合、届けられた情報を検察官に提供できるようになっている。また、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下、「預金口座等不正利用防止法」という）では、金融機関等は、本人確認義務、取引記録の作成保存義務等を負担し、報告、立ち入り検査、是正命令が規定されており（預金口座等不正利用防止法7条～9条）、これらに関する罰則も定められている（預金口座等不正利用防止法14条、15条）。

3 対象業者の義務と行政庁の権限

本法案は、本人確認義務、記録保存義務及びマネー・ロンダリングの疑いのある取引の届け出義務を金融機関以外にも拡大して適用し、届け出のあった取引の情報を国家公安委員会に通知させようとするものである。

法案では、弁護士を除く全ての対象業種について、本人確認義務（法案4条 以下、条文は法案を示す）、本人確認記録の作成義務（6条）、取引記録の作成義務（7条）を課し、弁護士・司法書士等を除く対象業種に疑わしい取引の届け出義務（9条）を課している。また、届け出を受けた行政庁は、主務大臣に通知し、主務大臣は国家公安委員会へ通知することになっている（第9条）。

行政庁には以下の権限が認められている。

- ① 弁護士を除く全ての業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる（報告・13条）。
- ② 職員を特定事業者の営業所に立ち入らせ、物件の検査をさせ、質問させることがで

き（立入検査・14条）、必要な指導、助言勧告することができる（15条）。

- ③ 違反していると認めるときは、当該特定事業者に対して、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（是正命令・16条）。

4 国家公安委員会の関与と警察による調査

法案では、国家公安委員会と警察にも以下の関与と調査の権限が認められる。

- ① 国家公安委員会は、対象とされる業者が本人確認義務（4条）などの義務に違反していると認めるときは、行政庁に対して是正命令等を行なうべき旨の意見を述べることができる（17条1項）。
- ② 国家公安委員会は、その意見を述べるために必要な限度で警察による調査を指示することができる（17条2項）。
- ③ 調査に際して、警察官は、施設に立ち入り、物件の検査をし、質問することができる（17条3項 立ち入りに令状は必要ない）。
- ④ 警察官への答弁拒否・虚偽答弁、警察官の検査への拒否・妨害・忌避は1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金（または併科）とされる（24条2）。

本人確認義務（4条）などの義務は、弁護士を除くすべての対象業者の日常業務についての義務である。「公安委員会の意見表明の必要」を理由に警察に調査権を付与することは、これら業種の日常業務が警察の監視のもとにおかれることを意味している。

5 警察権限の拡大による経済生活の監視

現行の預金口座等不正利用防止法でも、職員の立ち入り検査の権限や拒否等への罰則が規定されているが、国家公安委員会の関与や警察官の権限は認められていない。この法案は、現行法から特定事業者の範囲を拡大しただけのものではない。

法案によって、金融機関から司法書士におよぶ経済取引にかかわるすべての主体が、公安委員会と警察の監視にさらされることになるのであり、警察による経済取引監視態勢が確立していけば、今回は除外された弁護士にも拡大される危険は甚大である。

いま、監視社会が進行している。盗聴法が成立し、監視カメラがいたるところに設置され、共謀罪法案が継続審議となっている。この法案は、これらと連動して、国民の経済生活を警察の監視下に置くことを目的とした法案と考えざるを得ない。

自由法曹団は、経済生活を警察の監視下におこうとする「犯罪による収益の移転防止に関する法律案」に反対する。

2007年3月22日

自由法曹団

団長 松井 繁明